

# 九条家本『延喜式』覚書

鹿内浩胤

はじめに

## 一 書写年代の推定方法

『延喜式』が日本古代史研究における最重要史料の一つであることは言うまでもないが、他の基本史料である『統日本紀』・『令集解』・『類聚三代格』等に比べてその史料学的研究は遅れている。「他の古典籍に比べて古写本に恵まれた現状がかえって写本系統の研究を遅らせているようにも思える。」<sup>(1)</sup>という田島公氏の指摘は正鵠を射ているのである。本稿で検討する九条家本(国宝、国所蔵・東京国立博物館保管)は、『延喜式』の古写本の中で最多の二十八卷(巻第七が甲本・乙本の二巻あるので実質的には二十七卷)を存する卷子本で、紙背に豊富な文書や貴重な典籍の断簡が見られることもあって、大正末年の「発見」当初から大変注目された写本であった。しかしながら、その書誌学的研究としては概説的なものが多く、また巻第一から巻第十までの神祇関係の諸巻に研究が集中しているのが現状であり、全体を見通した検討がさらに必要であると思われる。そこで本稿では、この写本の書写年代について若干の私見を提示してみたい。

既述のように、九条家本『延喜式』は現在二十八巻残されているが、その内容は巻第一・二・四・六・七(甲本・乙本の二種)・八・九・十・十一・十二・十三・十五・十六・二十・二十一・二十二・二十六・二十七・二十八・二十九・三十・三十一・三十二・三十六・三十八・三十九・四十二である。このうち巻第四十二は、記されている式文が左右京式京程条の一条のみで、それに続いて左京図・宮城図・内裏図(中和院図を付す)・八省院図・豊楽院図・右京図の諸図が描かれており、本来の巻第四十二(左右京式・東西市式)とは様相を異にする。この巻の書写年代については、「他の巻よりもかなり新しく、書風・紙質から考えれば一三〇〇年代頃の書写と推定される。」とする田中稔氏の説が広く支持されており、筆者も異論はない。<sup>(2)</sup>

巻第四十二を除く残る二十七巻の書写年代については、平安中期説<sup>(3)</sup>・平安後期説<sup>(4)</sup>・平安末期(院政期)説<sup>(5)</sup>・鎌倉初期説<sup>(6)</sup>・鎌倉中期説<sup>(7)</sup>、ある程度年代に幅を持たせたものとして平安中後期説<sup>(8)</sup>・平安中期〜末期説<sup>(9)</sup>・平安末期〜鎌倉初期説<sup>(10)</sup>があり、その年代比定の根拠としては、書風と紙質<sup>(1)</sup>・傍訓の特徴<sup>(2)</sup>・紙

背文書の年紀<sup>13</sup>の三つが挙げられている。この三つのうち、書風と紙質から本文の書写年代を推定する方法は古筆学と書誌学、傍訓の特徴から本文の書写年代を推定する方法は国語学のそれぞれ深い素養が必要とされるし、さらに後者の方法は、本文の書写と傍訓の付加がほぼ同時であることと傍訓がその書き加えられた時点における読みを示すものであつてそれより古い時代の特徴を残していないことの二点が前提となり、特に後者を証明するのは困難な作業である。<sup>14</sup>（各巻の本文に付されている乎古止点・龜頭標目・頭註・傍註等も、傍訓の場合と同様に、本文の書写直後に書き入れられた場合と本文の書写からかなり遅れて書き加えられた場合の両様が考えられるため、ここでは検討の対象を本文の書写年代に限定する。）そこで本稿では、紙背文書の年紀から本文の書写年代を推定するという第三の方法を採用したい。しかし、この方法も、厳密に言えば、書写年代の上限を押さえられるにすぎず、原則として文書が反故にされてその紙背が利用されるまでの期間がさほど長くないという前提で考察を進めるが、もしその期間が長かつたならば年代比定も後にならずに済むという問題点があることは認めなければならない。（しかし、紙背文書全体を通覧するに、長期間にわたつて保存される文書である土地売券等は含まれていない。）よつて、以下の考察はあくまで試論の域に留まるものであることをあらかじめお断りしておく。（以下、紙背文書の検討にあつては「表 九条家本『延喜式』の紙背文書」を適宜参照していただきたい。）

書写年代の下がる巻第四十二以外の二十七巻のうち、紙背文書があるのは巻第十三・十五・二十一・二十九の四巻を除く二十三巻を数える。<sup>15</sup>全部で約一九〇通ほどあり、年紀の明記されているもので最も古いのは康保三年

（六六）の「清胤王書状」（巻第二十八紙背、「平安遺文」一一二九〇～二九八）、最も新しいのは承暦二年（二七〇）の「主税寮出雲国正税返却帳」（巻第九・十紙背、「平安遺文」三一―一六一〔巻第十の紙背のみ収録〕）であるが、巻第六の第十紙の紙背に永萬元年（二二五）の二条上皇（二四〇～二五五）の崩御に触れた年紀不明の書状<sup>16</sup>があるので、下限はさらに引き下げられる。このように紙背文書の年代は少なく見ても二百年にわたるのであつて、紙背が白紙の四巻を含む二十七巻が一時に書写されたとは考えにくいように思われる。<sup>17</sup>

## 二 最初に書写された三巻

まず、紙背文書の年紀が最も古い巻第二十八から検討する。

巻第二十八 巻第二十八は二十七紙から成り、<sup>18</sup>四人の筆跡が認められる。（以下、複数の巻に見える筆跡にはアルファベット記号を付けて呼ぶことにする。）筆跡の区分は、第一紙～第三紙（筆跡Aと称する）、第四紙～第八紙（筆跡Bと称する）、第九紙～第十紙の一行目、第十紙の二行目～第二十二紙（筆跡B）と称する）、第九紙～第十紙の一行目、第十紙の二行目～第二十二紙（筆跡B）と称する）、第九紙～第十紙の一行目、第十紙の二行目～第二十二紙（筆跡B）と称する）、第九紙～第十紙の一行目、第十紙の二行目～第二十二紙（筆跡B）と称する）。「清胤王書状」の中には年月日不明のものもあるが、寺内浩・北條秀樹両氏が詳細に検討されたように、<sup>19</sup>全てが「康保三年（九六六）、周防前守から指示を受けて京で公文勘会等の業務にあつた清胤王が、周防国にいる前守に充てて送つた書状」であるとして良い。<sup>20</sup>本巻の紙背はこの「清胤王書状」と具注暦、白紙の三要素から成つており、そのうち「清胤王書状」を紙背に持つ部分は三人の筆跡が認められるが、この部分は同時に書写されたと考えられる。また、紙背が白紙である第六～八紙の部分も「清胤王書状」を紙背に持つ第

四・五紙の部分と同じ筆跡Bなので、この部分の書写も同時と見て良い。問題は具注曆を紙背に持つ第一〜三紙の部分である。この具注曆が寛和三年（永延元年（九七〇）のもの）<sup>(21)</sup>、「清胤王書状」の年代より二十年以上下がること、この部分の筆跡（筆跡A）が「清胤王書状」と白紙を紙背とする部分の三者のものは異なることの二点から、第一〜三紙は書写年代が遅れる可能性（つまり、この部分が補写ということ）も若干残るが、「清胤王書状」が反故紙として利用されるまで二十年以上の期間があったとすれば、第一〜三紙も含めて同時に書写されたと見て良いことになり、むしろそう考えるべきであろう。<sup>(22)</sup>

次いで、卷第二十八に見られたのと同じ筆跡Aを有する卷第二十六と筆跡Bを有する卷第二十七を検討する。

卷第二十六 卷第二十六は二十七紙から成り、第一紙から第十五紙と第二十二紙から第二十六紙及び第二十七紙の奥題が同筆（筆跡Cと称する）で、残る第十六紙から第二十一紙と第二十七紙の末尾の「延長五年十二月廿六日署所如前卷」が筆跡Aである。紙背の「国郡未詳坪付」<sup>(24)</sup>は前後欠の断簡のためその作成年次が不明であるし、「弘仁式主税上断簡」<sup>(25)</sup>・「後漢書列伝第二十一断簡」<sup>(26)</sup>・「養老鬪訟律断簡」<sup>(27)</sup>の書写年代も正確にはわからない。ただし、「弘仁式主税上断簡」の書写は「延喜式」の施行によって「弘仁式」が失効する康保四年（九七〇）以前であろうから、他の二断簡の書写年代の下限もほぼ同じと見て良いのではなからうか。この巻は本文の筆跡の変わり目と紙背文書の変わり目が対応しているが、筆跡C↓筆跡A↓筆跡C↓筆跡Aという構成から、一巻を二人で順次書写していった可能性が高い。つまり、筆跡Cの人物が第一紙から第十五紙までを書写した後、筆跡Aの人物が第十六紙から第二

十一紙までを書写して貼り継ぎ、さらに再び筆跡Cの人物が第二十二紙から第二十七紙の奥題までを書写して貼り継ぎ、最後に筆跡Aの人物が第二十七紙の奥題の後に「延長五年十二月廿六日署所如前卷」の一行を書き加えることとこの巻の書写を完成させたと思われるのである。

卷第二十七 卷第二十七は十五紙から成り、第一紙から第十一紙までが筆跡C、第十二紙から第十五紙までが筆跡Bである。第十二・十三・十五紙の紙背文書はいずれも永延二年（九七〇）七月のものなので、第十四紙の書状も同年のものである可能性が高い。第十五紙には「尾張国郡司百姓等解文」で有名な藤原元命（生没年詳）の自署が見える。また、「弘仁式式部下断簡」の書写年代は「弘仁式主税上断簡」と同じく康保四年（九七〇）以前と考えられる。<sup>(28)</sup>この巻は卷第二十六と同様に本文の筆跡の変わり目と紙背文書の変わり目が対応しており、筆跡Cの人物が第一紙から第十一紙までを書写した後、筆跡Bの人物が第十二紙から第十五紙までを書写して貼り継いだであろう。

以上のように、卷第二十六と二十八は筆跡Aが、卷第二十七と二十八は筆跡Bが、卷第二十六と二十七は筆跡Cが共通して見える。よって、この三巻の書写は同時期と見て良いであろう。卷第二十六と二十七は共に卷末の撰進者名の書写を省略して「署所如前卷」（卷第二十六）・「撰式者署所如前々卷」（卷第二十七）と記しており、この時に書写されたのは三巻だけではなかったであろう。また、三巻の書写年代は「清胤王書状」（卷第二十八）・具注曆（同上）・卷第二十七の紙背文書の各年紀から考えて、十世紀末頃として良いのではなからうか。『延喜式』が施行されたのは康保四年（九七〇）だから、書写はそれからさほど経っていない時期に行なわれたことになる。書写した人物は明確ではないが、周防前守に宛てられた「清胤王書状」や尾張守であ

表 九条家本『延喜式』の紙背文書

巻数	紙数	年月日	文書名	【平安遺文】番号	備考	
1	1～3		白紙			
	4	某年6月16日	書状			
	5	永延2年(988)閏5月17日	宮内史生某明法質問状	2-332		
	6	永延2年(988)3月25日	大乗院十禪師聖野明法質問状	2-330		
	7	某年8月10日	書状			
	8	永延2年(988)6月8日	栗口某明法質問状	2-334		
	9	某年6月13日	右衛門少尉某書状			
	10	某年5月2日	十禪師伝燈大法師位勝口勘申			
	11	永延元年(987)8月4日	彈正少輔伴某書状			
	12	年月日不明	書状			
	13	年月日不明	書状			
	14	某年10月7日	書状			
	15～16	某年10月17日	書状			
	17	某年8月28日	書状			
	18	某年2月2日	書状			
	19	某年5月16日	書状			
	20	某年4月8日	右衛門少尉某書状			
	21	某年5月8日	右衛門少尉某書状			
	22	正暦2年(991)正月14日	織部織手長葛井某明法質問状	2-345		
	23	正暦2年(991)正月9日	散位源某明法質問状			
	2	1～9	年月日不明	丹波国高津郷司解	3-894	d文書
		10～12	天喜6年(1058)8月日	丹波国高津郷司解	3-893	c文書
		13～14	天喜6年(1058)3月12日	丹波国高津郷司解	3-886	b文書の後半
15		天喜5年(1057)12月日	丹波国高津郷司解	3-879	a文書の年月日と署名	
16		天喜6年(1058)3月12日	丹波国高津郷司解	3-886	b文書の前半	
17～18		天喜5年(1057)12月日	丹波国高津郷司解	3-879	a文書の本文	
4	1	長元某年(年月日欠)	看督長見不注進状	2-531		
	2	長元8年(1035)7月1日	看督長見不注進状	2-530		
	3	長元8年(1035)8月1□日	看督長見不注進状	2-534		
	4	長元8年(1035)9月16日	看督長見不注進状	2-536		
	5	長元8年(1035)8月25日	奏則高解	2-542		
	6	長元8年(1035)10月16日	府掌津村永解	2-549		
	7	長元9年(1036)正月12日	左京保刀禰譜文	2-561		
	8	長元8年(1035)10月28日	看督長見不注進状	2-537		
	9	長元8年(1035)9月1日	看督長見不注進状	2-535		
	10	長元8年(1035)7月16日	看督長見不注進状	2-532		
	11	長元8年(1035)8月2日	看督長見不注進状	2-533		
	12	長元9年(1036)正月9日	左京保刀禰譜文	2-556		
	13	長元8(9カ)年(1035)正月10日	左京保刀禰譜文	2-558		
	14	長元9年(1036)正月12日	左京保刀禰譜文	2-562		
	15	長元9年(1036)某月(正月カ)14日	左京保刀禰譜文	2-563		
	16	長元9年(1036)正月19日	左京保刀禰譜文	2-566		
	17	長元9年(1036)正月20日	左京保刀禰譜文	2-567		
	18	長元9年(1036)正月21日	左京保刀禰譜文	2-568		
	19	長元9年(1036)正月23日	左京保刀禰譜文	2-569		
	20	長元9年(1036)4月9日	明經生但波宣任解	2-570		
	21	某年8月23日	内舍人滑原某状	2-541		
	22	長元8年(1035)10月2日	大中臣為政解	2-545		
	23	年月日不明	仮名消息			
	24	年月日不明	仮名消息			
	25	長元8年(1035)正月20日	山田荘司等解	2-527		
	26	長元7年(1034)2月8日	播磨大掾播万貞成解	2-524		
	27	長元8年(1035)9月1日	僧因万解	2-543		
	28	長元8年(1035)7月11日	國寛永頼解	2-540		
	29		白紙			
6	1	某年正月5日	書状		「京極三位」宛	
	2	某年6月23日	書状			
	3	年月日不明	書状			
	4		白紙			
	5	某年2月3日	書状			
	6～7	年月日不明	書状			
	8	某年11月29日	右少弁某書状			
	9	年月日不明	書状			
	10	某年9月28日	刑部権少輔某書状		「京極三位」宛	
	11	年月日不明	書状			
	12	某年11月11日	刑部権少輔某書状		「京極三位」宛	
	7甲	1～15	永承3年(1048)	具注曆		5～12月の部分
7乙	1	某年3月4日	書状			
	2		白紙			
	3	年月日不明	書状			
	4		白紙			
	5	年月日不明	書状			
	6	年月日不明	書状			
	7	某年3月9日	書状			
	8	某年3月4日	書状			
	9	年月日不明	書状			
	10	年月日不明	書状			

巻数	紙数	年月日	文書名	【平安遺文】番号	備考
7乙	11	某年2月29日	書状	9-4612	【京極三位】宛。【平安遺文】は長元頃のものとするが誤り。
	12	某年3月21日	書状		
	13	某年3月15日	沙弥某書状		
	14	某年3月14日	書状		
	15	某年3月16日	書状		
	16	某年3月1日	書状		
	17	年月日不明	書状		
	18		白紙		
	19	某年3月21日	書状		
	20	某年某月21日	書状		
21		白紙			
8	1~2	永承4年(1049)カ	永承三年紀伊国名草郡郡許院収納米帳	3-672	丙帳
	3~4	永承4年(1049)カ	永承三年紀伊国名草郡郡許院収納米帳進未勘文	3-672	乙帳
	5	永承4年(1049)8月21日	永承三年紀伊国名草郡郡許院収納米帳進未勘文	3-672	甲帳
	6	永承4年(1049)8月21日	永承三年紀伊国名草郡郡許院収納米帳進未勘文	3-672	甲帳
	7~9	永承4年(1049)8月21日	永承三年紀伊国名草郡郡許院収納米帳進未勘文	3-672	甲帳
	10~11	永承4年(1049)カ	永承三年紀伊国名草郡郡許院収納米帳進未勘文	3-672	乙帳
	12~16	永承4年(1049)カ	永承三年紀伊国名草郡郡許院収納米帳進未勘文	3-672	乙帳
	17~18	永承4年(1049)8月21日	永承三年紀伊国名草郡郡許院収納米帳進未勘文	3-672	甲帳
	19~21	永承4年(1049)カ	永承三年紀伊国名草郡郡許院収納米帳	3-672	丙帳
	9	1~6		白紙	
7~24		承暦2年(1078)12月30日カ	主税寮出雲国正税返却帳		承保元年返却帳
25~35		承暦2年(1078)12月30日	主税寮出雲国正税返却帳		延久三年返却帳
10	1~5		白紙		補写部分
	6~11	承暦2年(1078)12月30日カ	主税寮出雲国正税返却帳	3-1161	某年返却帳
	12~17	承暦2年(1078)12月30日	主税寮出雲国正税返却帳	3-1161	延久四年返却帳の後半
	18~39	承暦2年(1078)12月30日	主税寮出雲国正税返却帳	3-1161	延久二年返却帳
	40~49	承暦2年(1078)12月30日	主税寮出雲国正税返却帳	3-1161	延久四年返却帳の前半
11	1~22	寛弘元年(1004)	讃岐国大内郡入野郷戸籍	2-437	
	23~25	年次不明	国郡郷未詳戸籍	9-4578	
	26~29	長徳4年(998)	国郡郷未詳戸籍	9-4577	
12	1	長元4年(1031)7月13日	右看督長水田某解	2-606	【平安遺文】は長久とするが長元の誤り。
	2~3	年月日不明	書状	2-520	【中志】宛
	4	長元4年(1031)6月□日	左看督長清原兼時解		
	5~6	某年7月14日	散位平某書状	2-495	【右衛門中志】宛
	7	某年8月22日	書状		
	8	某年8月11日	書状	2-497	前半と後半を逆に貼り継ぐ。
	9	某年7月30日	書状		
	10~12	治安4年(1024)2月15日	從儀節仁静解	2-505	後半
	13~14	治安4年(1024)3月9日	興福寺維摩会菓子園司解	2-496	
	15~16	万寿3年(1026)8月26日	左看督長紀延正等解	2-496	前半
	17~18	治安4年(1024)3月7日	多武峯妙楽寺解	2-517	
	19	某年4月11日	書状	2-519	【平安遺文】は3月とするが5月の誤り。
	20	治安4年(1024)3月7日	多武峯妙楽寺解	2-518	
	21	長元4年(1031)正月23日	右衛門府解	9-4611	【平安遺文】は長元頃のものとする。
	22	長元4年(1031)5月3日	藤原正遠解		
	23	長元4年(1031)5月3日	僧念寛解	2-507	
24	某年2月20日	安芸守紀宣明書状			
25	某年8月10日	書状			
26~27	万寿3年(1026)2月23日	紀伊国粉河寺權別当僧寿暉解			
13	1~22		白紙		
15	1~25		白紙		
16	1~7	長元3年(1030)	上野国交替実録帳	9-4609	【平安遺文】は治安3年(1023)頃のものとする。
	8	年月日不明	主税寮下用注文	9-4607	
20	1~10	長元3年(1030)	上野国交替実録帳	9-4609	【右中志】宛 【右衛門中志】宛
	11	年月日不明	仮名消息		
	12		白紙		
	13	某年2月17日	書状		
14	年月日不明	書状			
21	1~30		白紙		
22	1~12	年月日不明	武藏国大里郡坪付	9-4610	【平安遺文】は長元頃のものとするが、9~10世紀のものか。
26	1~15	(書写年代不明)	弘仁式主税上断簡		第12紙に裏書あり。
	16~19	(書写年代不明)	後漢書列伝第二十一断簡		
	20~21	(書写年代不明)	養老關訟律断簡		
	22~27	年月日不明	国郡未詳坪付		
27	1~11	(書写年代不明)	弘仁式式部下断簡		文書末尾の年月日と自署のみ
	12	永延2年(988)7月15日	大膳少胤泰某進上状		
	13	永延2年(988)7月15日	大膳少胤泰某進上状		
	14	某年7月15日	文章得業生紀某書状		
	15	永延2年(988)7月14日	尾張守藤原元命自署文書		
28	1~3	寛和3年=永延元年(987)	具注曆	1-292	11~12月の部分と曆跋
	4	年月日不明	清胤王書状		

巻数	紙数	年月日	文書名	【平安遺文】番号	備考
28	5	年月日不明	清胤王書状	1-291	第26紙に裏書あり。
	6~8		白紙		
	9~12	康保3年(966)5月3日	清胤王書状	1-290	
	13	康保3年(966)5月20日	清胤王書状	1-294	
	14~16	康保3年(966)6月11日	清胤王書状	1-295	
	17~18	康保3年(966)5月17日	清胤王書状	1-293	
	19~21	康保3年(966)閏8月カ	清胤王書状	1-297	
	22	年月日不明	清胤王書状		
	23	年月日不明	清胤王書状	1-298	
	24~25	康保3年(966)8月3日	清胤王書状	1-296	
	26~27	康保3年(966)9月1日	清胤王書状	1-297	
29	1~6		白紙		第3紙に裏書あり。
30	1	長元8年(1035)9月2日	佐伯寿命丸解	2-544	「右衛門志」宛  前半。後半は巻第4の第22紙。
	2	長元5年(1032)8月9日	左史生養某干綱等送状	2-522	
	3	長元5年(1032)5月1日	若江田所謂文	2-521	
	4	長元8年(1035)7月1日	粟田在与綱送状	2-539	
	5	某年4月晦日	書状		
	6	寛弘2年(1005)7月11日	淨福寺三階業伝燈満位僧勝因書状		
	7	長元8年(1035)10月26日	左近将監泰正近解	2-550	
	8	長元8年(1035)10月2日	大中臣為政解	2-545	
	9~15	寛弘7年(1010)10月30日	衛門府糧料下用注文	2-458	
	16~19	寛弘7年(1010)2月30日	衛門府糧料下用注文	2-455	
31	1	某年□月4日	書状		「中志」宛 「右衛門中志」宛 「後中志」宛 「右衛門中志」宛 「右衛門中志」宛
	2	某年4月5日	左衛門□某書状		
	3	年月日不明	仮名消息		
	4	某年3月16日	書状		
	5	年月日不明	書状		
	6	某年3月26日	書状		
	7	某年3月20日	権少尉某書状		
	8	某年4月4日	玄蕃少貳某書状		
	9	某年4月3日	書状		
	10	年月日不明	仮名消息		
32	1~7	長元3年(1030)	上野国交替実録帳	9-4609	2月の太政官符。「大日本古 文書」21-272~274。
	8	(書写年代不明)	宝亀四年太政官符案		
36	1~6	(書写年代不明)	宝亀四年太政官符案		2~3月の太政官符。「大日 本古文書」21-274~284。
38	1~15	長元3年(1030)	上野国交替実録帳	9-4609	
39	1	長元8年(1035)10月11日	某郷刀禰解	2-547	【平安遺文】は長元頃のもの とする。
	2	長元9年(1036)正月11日	左京保刀禰請文	2-560	
	3		白紙		
	4	某年3月14日	前伊与守某書状		
	5	年月日不明	書状		
	6	長元8年(1035)12月27日	左京保刀禰請文	2-555	
	7	年月日不明	書状		
	8	長元9年(1036)正月11日	左京保刀禰請文	2-559	
	9	長元9年(1036)正月10日	左京保刀禰請文	2-557	
	10	長元9年(1036)正月17日	左京保刀禰請文	2-565	
	11	長元9年(1036)正月16日	左京保刀禰請文	2-564	
	12	長元9年(1036)4月カ	源兼行書状		
	13	某年11月14日	左権□某書状		
	14	年月日不明	書状		
	15	長元8年(1035)10月8日	僧祈因解	2-546	
	16	年月日不明	書状		
	17	長元8年(1035)12月26日	左京保刀禰請文	2-554	
18~19	長元8年(1035)11月5日	檀那院顔衣川園作田注文	2-552-553		
20	某年4月28日	番長文某書状	9-4613		
21	某年5月2日	書状			
22	長元8年(1035)5月2日	小犬丸妻奈吉子解	2-528		
23	長元8年(1035)6月16日	看督長見不注進状	2-529		
24	某年4月15日	豊前介藤原某書状			
25	長元8年(1035)10月15日	府掌伴吉永解	2-548		
26	年月日不明	書状			
42	1~13		紙背文書なし		第6紙と第8~10紙に裏書あり。

つた藤原元命の自署のある文書といった受領関係の文書を二次利用できる人々であり、巻第二十七の第十四紙の書状の宛先である永延二年(九六〇)当時の「左中弁殿」は藤原在国(九四三~一〇二二)で、彼が藤原兼家(九二五~九九〇)の家司であったことを考え合わせると、撰関家周辺で書写された可能性が高いと思われる。

三 筆跡Eを有する十七巻

続いて、最多の十七巻に見える筆跡(筆跡Eと称する)を有する諸巻を検討する。

巻第一 巻第一は二十三紙から成り、第一紙

から第十四紙の十三行目まで（筆跡Dと称する）、第十四紙の十四行目から第二十一紙の十六行目<sup>31</sup>まで、第二十一紙の十七行目から第二十三紙まで（筆跡E）と三人の筆跡が見られる。筆跡の変わる箇所が二箇所共料紙の途中なので、ある程度の枚数の反故紙を貼り継いでから三人で順次書写していった可能性が高い。年紀のわかる紙背文書は永延元年（九七）から正暦二年（九二）までのもので、比較的短期間に集中している。第九・十四・十七・十八・十九・二十・二十一紙の書状は文面に訂正が多くなされていることから、差出人のもとに残された下書であると思われる。そのうち第九・二十・二十一紙は差出人が「右衛門少尉」となっており、第七紙の書状の宛先が「右衛門殿」であることと併せて、これらの書状は衛門府関係のものとするできよう。また、第五・六・八・二十二・二十三紙に明法質問状が見えることが注目されるが、検非違使庁には道志と呼ばれる明法家である左右衛門志がおり、明法勘文の作成等を行なっていた<sup>32</sup>ことから、これらの明法質問状は検非違使関係の文書として一括できると思われる。そうすると、この巻の紙背文書の内容は衛門府・検非違使関係ということになり、次に検討する巻第二四・十二・三十・三十一・三十九の紙背文書と共通の性格を示すことになる。

十二紙として使用されており、この両巻の書写時期が極めて近接していることがわかる。紙背文書の内容では、二通の「衛門府粮料下用注文」が見えることと第一・八紙の二通の解が検非違使庁裁、第七紙の解が「検非違使別当殿政所裁」をそれぞれ請うものであることが特に注目される。また、第五紙の書状の宛先が「右衛門志殿」であることにも注意しておきたい。

巻第十二は二十七紙から成り、筆跡は一筆でEである。紙背文書の年紀はわかるもので治安四年（二〇四）から長元四年（二〇三）までと先に見た巻第三十より年代の幅が狭いが、第四・十・十二・十五・十六・二十二・二十三・二十六・二十七紙の六通の解はいずれも検非違使庁裁を請うもの、第一紙の解は「右衛門中属殿<sup>政所</sup>」へ上申されたもの、第二十一紙は「右衛門府解」というように検非違使と衛門府に關係する文書が含まれ、巻第三十の紙背と共通の性格を示している。また、第五・六紙の書状の宛先は「中志殿」、第八紙のそれも「右衛門中志殿」である。なお、第二十四紙の「安芸守紀宣明書状」は年紀が書かれていないが、宣明（二〇三）の安芸守在任は万寿四年（二〇七）から長元四年（二〇三）までの間なので、<sup>36</sup>この巻の他の紙背文書と同時期のものと言える。

巻第四は二十九紙から成り、筆跡は一筆でEである。紙背文書は長元八年（二〇三）の「看督長見不注進状」（八通）と翌長元九年（二〇四）の「左京保刀禰請文」（九通）が過半を占め、いずれも内容は検非違使に關わるものである。

また、第二十・二十二・二十六・二十八紙の五通の解も検非違使庁裁を請うもので、この巻の紙背文書のほとんどは検非違使關係であると言える。また、第五・六紙の二通の解は「府裁」を申請したもので、内容から見て衛門府關係のものと思われる。この巻の紙背文書の性格も巻第十二・三十と共通する

巻第三十は十九紙から成り、筆跡は一筆でEである。紙背文書の年紀はわかるもので寛弘二年（一〇三）から長元八年（二〇三）までと三十年もの幅があり、書写の際にかなり以前からストックされていた文書も反故紙として使われたことがうかがえる。また、第八紙の「大中臣為政解」の後半が巻第四の第二

ものである。年紀のわかる文書の年代は、長元七年(二〇三三)から同九年(二〇三五)までと短期間に集中している。<sup>(37)</sup>

卷第三十九は二十六紙から成り、筆跡は一筆でEである。この巻でも卷第四と同じく長元八年(二〇三三)の「看督長見不注進状」(一通)と同年から翌年にかけての「左京保刀禰請文」(七通)の紙背が利用されており、両巻の書写が近接した時期に行なわれたことがわかる。第二十二紙の解は検非違使庁裁を請うもので、この巻でも検非違使関係の文書が目立っている。また、第一紙の解は「右衛門府御下文」を請うもので、第二十五紙の「府裁」を請う解も内容から見て衛門府関係のものと思われる。この巻も卷第四・十二・三十と紙背文書の性格が共通していると言えよう。年紀のわかる文書の年代は、長元八年(二〇三三)・同九年(二〇三三)の二年間に集中している。<sup>(38)</sup>

卷第三十一は十紙から成り、筆跡は一筆でEである。紙背は全て年紀不明の書状十通であるが、月日の知られるものは三月十六日から四月五日までの間に収まるので、おそらくは同年同時期の書状がまとめて反故とされ、その紙背が利用されたものと考えられる。宛先としては「中志」(第五紙)・「右衛門中志」(第六・八・九紙)・「後中志」(第七紙)の語が見え、少なくとも半数は衛門府関係のものであることがわかる。この「中志」は、卷第十二の第五〜六紙、第八紙及び卷第三十の第五紙の書状のそれぞれの宛先である「中志」・「右衛門中志」・「右衛門志」と同一人物と思われる、寛仁三年(二〇二七)から長元年間(二〇二七〜二〇三七)まで右衛門少志であった中原成道<sup>(39)</sup>全没筆跡である可能性が高い。つまり、「中志」とは中原氏の志という意味だと思われるのである。このように、卷第十二・三十と共通の宛先を示す書状が見えることから、この巻も卷第四・十二・三十・三十九と同じグループとして良からう。

以上、紙背文書に衛門府・検非違使関係のものが見える筆跡Eの五巻を見て来たが、「大中臣為政解」・「看督長見不注進状」・「左京保刀禰請文」等の紙背が共通して利用されていることから卷第四・三十・三十九が同時期に書写されたことが確認できたと思われる。卷第十二は紙背文書の年紀の下限が長元四年(二〇三〇)とこれら三巻より四、五年古く、卷第三十一は紙背文書の年紀が不明であるが、文書の性格が共通することから、この二巻も前の三巻と同時期の書写と見て良いであろう。また、卷第一は紙背文書の年紀が永延元年(九七九)から正暦二年(九一三)までと早いのであるが、やはり文書の性格が共通し、卷第三十のように紙背文書の年紀の上限が寛弘二年(一〇〇五)まで遡る例もあることから、これらの五巻と同時期の書写と見ておきたい。宮崎康充氏によれば「十一世紀以降の検非違使佐はすべて左右衛門権佐の兼務である。」<sup>(40)</sup>とのことなので、反故となつた衛門府と検非違使の文書の紙背が一緒に利用されているのは、こうした検非違使佐クラスの人物が書写に関与している可能性を示唆しているのではなからうか。

卷第十六・二十・三十二・三十六・三十八 卷第十六・二十・三十二・三十八の四巻は、紙背に長元三年(二〇三〇)に作成された草案と考えられている「上野国交替実録帳」<sup>(41)</sup>〔平安遺文〕九一四六〇九の断簡が見えることから一つのグループと見なせよう。

卷第十六は八紙<sup>(42)</sup>、卷第二十は十四紙、卷第三十二は八紙<sup>(43)</sup>、卷第三十八は十五紙から成り、四巻共に筆跡は一筆でEである。四巻の筆跡が同一で、「上野国交替実録帳」を共に紙背としてのことから、これらの書写は同時期に行なわれたものと考えられる。また、卷第二十の第十三紙と第十四紙の書状の宛先はそれぞれ「右中志殿」、「右衛門中志殿」で、先に見た卷第十二・三



十・三十一の紙背の書状に見える宛先と共通することから、巻第一及び巻第四・十二・三十・三十一・三十九のグループと書写の時期は近接していると思われる。

巻第三十六は六紙から成り、筆跡は一筆でEである。紙背の「宝亀四年太政官符案」は巻第三十二の紙背のそれと一連のものであり、本巻の筆跡もEであることから、この巻は巻第十六・二十・三十二・三十八の四巻と同時期に書写されたものとして良いだろう。巻第三十二・三十六の紙背の「宝亀四年太政官符案」は、早川庄八氏の言われるように、「のちに「長案」と称されたもの<sup>(44)</sup>」と考えられる。つまり、近藤毅大氏が指摘される通り、「この官符案群は後に書き写されたもの<sup>(45)</sup>」であり、太政官符の日付がそのままこの案が書写された日付ではないことに注意しておきたい<sup>(46)</sup>。

巻第七（甲本）・八 巻第七（甲本）・八の二巻は、紙背に永承年間（一〇四六～一〇五三）の文書が見えることから一応まとめて取り上げる。

巻第七（甲本）は十五紙から成り、筆跡は一筆でEである。紙背の具注曆は永承三年（一〇四六）の五月から十二月にかけてのものである<sup>(47)</sup>。

巻第八は二十一紙から成り、筆跡は一筆でEである。紙背文書を竹内理三氏は「永承三・四年間」の「紀伊国某郡収納米進未勘文」〔平安遺文〕三一六七二として一括されているが、<sup>(48)</sup> 藪田香融氏はこの二十一の断簡が「永承三年の紀伊国名草郡許院の収納米帳（丙帳）、およびその枝文ともいうべき二通の進未勘文（甲・乙両帳）」であることを明らかにされた<sup>(49)</sup>。文書の作成年月日は甲帳が永承四年（一〇四五）八月二十一日であるとわかるだけであるが、乙帳・丙帳もその内容から同時期に作成されたものと考えられる。この巻の紙背文書の年紀が、筆跡Eを有する諸巻の中で最も新しい。

巻第十三・十五・二十一・二十九 巻第十三は二十二紙、巻第十五は二十五紙、巻第二十一は三十紙、巻第二十九は六紙から成り、四巻共に筆跡は一筆でEである。紙背がいずれも白紙であるため、紙背から書写年代を推定することはできないが、筆跡Eを有する他の十三巻と同時期と見て問題ないであろう。

それでは、この筆跡Eの人物とは何者なのかを考えてみたい。

衛門府・検非違使関係の文書を利用できる者として先に検非違使佐クラスの人物が書写に関与している可能性を述べたが、このクラスの人物は摂関家の家司となっている者が多いのである<sup>(52)</sup>。例えば、衛門府・検非違使関係の文書の年紀の下限である長元九年（一〇三〇）当時の検非違使佐である左衛門権佐藤原隆佐（九六五～一〇七四）、右衛門権佐平範国（生没年不詳）は共に関白藤原頼通（九六三～一〇七四）の家司であった<sup>(53)</sup>。一方、河音能平氏はこの九条家本「延喜式」紙背の「寛弘七年より長元九年にいたる検非違使関係文書群が、源隆国が別当辞任に際して廃棄処分にした一つのまとまりをもった文書群であることは確実<sup>(54)</sup>」で、彼がそれを自宅に持ち帰って紙背を二次利用したとされている。しかし、源隆国（一〇〇四～一〇七七）が検非違使別当だったのは長久四年（一〇四三）から翌年にかけてであり、検非違使関係の紙背文書の年紀の下限が長元九年（一〇三〇）でその後の八年間のもが見られないのが気になるところである。また、巻第三十九の第四紙の年紀不明の「前伊与守某書状」が、この巻の他の文書と同じく長元八年（一〇三三）ないし同九年（一〇三四）のものとするれば、「前伊与守」は隆国その人であって、この書状の筆跡と筆跡Eが全く異なることから、少なくとも彼自身による書写とは言えないように思う。検非違使庁の文書が廃棄処分になるのは別当の交替時に限られるのかどうかや廃棄された文書を持ち

帰ることができるのは別当だけなのかといった問題はさらに検討が必要であるが、実質的に検非違使庁を運営していたのは別当ではなく佐であったという宮崎康充氏の指摘<sup>(55)</sup>を踏まえるならば、使庁の文書を管理していたのも佐であったと思われる、このクラスの人物が廃棄された文書を持ち帰って後にその紙背を利用したという可能性の方がむしろ高いのではなからうか。

長元三年(1030)に新任の上野介として「上野国交替実録帳」(正確には「上野国不与解由状案」)を作成した藤原良任<sup>(56)</sup>(生没年不詳)は、当時藤原兼頼(1014~1033)に近い人物だったようである。<sup>(57)</sup>兼頼は頼宗(933~1026)の子、道長(963~1037)の孫で、「公卿補任」長元四年(1031)条には道長の養子となつたとあり、やはり良任も撰関家と深い関係にあつたと見て良いであろう。

「永承三年紀伊国名草郡許院収納米帳並進未勘文」が作成された永承四年(1033)は紀伊守が平定家(生没年不詳)から藤原貞職(生没年不詳)へ交替した年と考えられるが、<sup>(58)</sup>前者は頼通の家司として著名である。<sup>(59)</sup>その書状の紙背が使われている紀宣明も頼通の推挙で従五位下に叙せられるなど、<sup>(60)</sup>彼に近い人物であった。また、これもその書状の紙背が使われている源兼行(生没年不詳)は能書家として知られ、頼通のためにたびたび書役を務めており、天喜元年(1033)に頼通が建立した平等院鳳凰堂の扉絵の色紙形も彼が書いたと推定されている。<sup>(61)</sup>

このように、筆跡Eを有する諸巻の紙背文書に関係する人物を見てみると、撰関家、特に頼通との結び付きが顕著に認められる。これらの文書が頼通の周辺に集められ、彼の命によって家司がそれらの紙背と白紙を利用して『延喜式』を書写したのではなからうか。筆跡Eの人物はその家司だったと推測されるのである。

筆跡Eを有する諸巻の紙背文書の年紀は巻第一の永延元年(967)から巻第

八の永承四年(1033)まで六十年以上の幅があるのであるが、頼通が同じ家司に数回に分けて『延喜式』の書写を命じたと考えられるよりは、やはり一時期にまとめて書写が行なわれたと見るべきであろう。その際に長期間ストックされていた文書も反故紙として二次利用されたのである。そして、これら十七巻の書写年代は、紙背文書の年紀の下限である永承四年(1033)以降の十一世紀中葉頃と思われる。

#### 四 筆跡Dの見える一巻

ここで、巻第一の最初に現れる筆跡Dの見える巻第二十二を検討する。

巻第二十二 巻第二十二は十二紙から成り、料紙に縦界線が引かれているのが他巻には見られない特徴であるが、書写は必ずしも界線に従っていない。紙背は全て「武蔵国大里郡坪付」(『平安遺文』九一四六一〇)であるが、前後欠のためその正確な作成年代は不明である。竹内理三氏による長元年間(1016~1037)頃のものとする比定<sup>(62)</sup>が広く受け容れられているようであるが、<sup>(63)</sup>森田悌氏はこの文書の性格を詳細に検討された上で「平安前期九、十世紀」に作成されたものと推定されており、<sup>(64)</sup>従うべき見解であると思われる。この文書には大里郡印が捺されており、森田氏の言われるように、大里郡衙から武蔵国衙へ提出されたものと考えられる。本文は一筆であるが、巻末の撰進者名の部分が筆跡Dによる補写である。また、筆跡Dの人物は脱落していた勘納調庸物条(第五紙)・御酒米条(第十二紙)をはじめとするかなりの箇所<sup>(65)</sup>の脱文・脱字を補っており、破除条(第十紙)には頭註を加えている。賜<sup>(66)</sup>儀丁条(第八紙)も補筆であるが筆跡はDではなく、この条の「賜儀丁二

人」の語に「於或本注一人」という筆跡Dの註が付されていることから、この補筆（筆跡Fと称する。この筆跡は巻第二十二にしか見えないが、説明の都合上、アルファベット記号を付ける。）は筆跡Dによる補筆に先行することとわかる（図版9の1参照）。つまり、この巻は、本文が書写された後、まず筆跡Fによる補筆（賜儀丁条以外に脱字も相当補っている。）が行なわれ、次いで筆跡Dによる補筆と撰進者名の書き入れが行なわれたと考えられるのである。この三者の間にかかりの時間差を考えるべきなのか、一連の作業と見るべきなのかは明確にできないが、縦界線のある料紙の態様は他巻には見られない独特なものであり、少なくとも本文の書写と筆跡Fと筆跡Dによる補筆との間には一定の間隔があったと見るべきであろう。ともあれ、既に一応できあがっていた写本に筆跡Fと筆跡Dによる補筆が順次加えられていったことは確かだから、この巻の本文の書写年代の下限は本文に筆跡Dが見える巻第一と同時期で、おそらく書写はそれより先行するものと思われる。

## 五 独立性の強い四巻

さらに、他巻とは異なる独自の筆跡を有する四巻を検討する。

巻第十一 巻第十一は二十九紙から成り、一筆で書写されている。「寛弘元年讃岐国大内郡入野郷戸籍」・「某年国郡郷未詳戸籍」・「長徳四年国郡郷未詳戸籍」<sup>(66)</sup>という三つの戸籍の紙背が使われている点が特徴的で、本文の筆跡も他巻に見られないものようであるから、この巻は独立性が強い。養老公式令40天子神璽条の規定によると、「上京公文及案」には諸国印を捺すことになっ

中稔氏は、これらの戸籍は「各国ではなく、都で作られた」もので、朝廷において六年ごとに行なわれた「諸国よりの戸籍造進の儀式」のために書写された「儀礼のために作られた文書」であるとされており、従うべき見解であると思われる。田中氏によると、これらは六年前の儀式に用いられた戸籍に「単純に六年を加算して書写し間にあわせたもの」であるから、三つの戸籍が反故にされたのも六年後の次回の儀式の際に用いる戸籍の書写のために利用された後ということになり、この巻の書写年代は十一世紀前半頃と考えると良いだろう。

巻第二 巻第二は十八紙から成り、一筆で書写されているがその筆跡は他巻に見られないものである。<sup>(69)</sup>巻頭の第一紙の前に「延喜式巻第二<sup>神紙二</sup>」という本文とは別筆の内題を記した紙片が貼り付けられており、この貼付は九条道房（ろくろく）による修補の際に行なわれたと考えられるが、修補によって取り除かれた原表紙に打付け書きされていた外題を切り取って貼り付けた可能性があらう。紙背の四通の「丹波国高津郷司解」<sup>(70)</sup>「平安遺文」三―八七九・八八六・八九三・八九四）に關しても藺田香融氏が論及されており、d文書が「天喜五年の高津郷収納米の本帳」、a・b・cの各文書が「その期後損益を示す「枝文」」であることを明らかにされている。この文書の紙背が「延喜式」の書写に利用されている理由を考える時、天喜五年（ご）から康平四年（よ）まで丹波権介であった中原師平（しへい）の存在が注目される。b文書とc文書の冒頭にそれぞれ本文とは別筆で文書の勘判を行なう四人の官名と姓（判官代佐伯・「目代左衛門尉高橋」・「直講中原朝臣」・「助教中原朝臣」）が記されており、そのうち「判官代」と「直講」が花押を据えているが、ここに見える「助教」が丹波権介の師平その人なのである。

師平のもとに回って来たこれらの文書が反故となり、その紙背が利用されたと考えることができるだろう。師平も頼通の家司として知られており、この巻の書写も頼通の命で家司が行なった可能性はある。ただし、書写の時期は、筆跡Eを有する諸巻よりも紙背文書の年代が下がることから、それらよりも少し遅れた十一世紀後半頃としておきたい。

巻第九・十 巻第九は三十五紙から成り、第一〜六紙は補写である。また、巻第十は四十九紙から成り、第一〜五紙は巻第九と同じく補写である。両巻の紙背は全て「主税寮出雲国正税返却帳」（巻第九に二通、巻第十に三通の計五通）であるが、この文書の史料性格については、虎尾俊哉氏と高橋崇氏の研究に詳しい。<sup>(72)</sup>それらによると、この文書は承暦二年（1076）十二月三十日に主税寮が何年分か作成した出雲国の正税返却帳の一部で、それらが反故となって紙背が利用されたのである。巻第九・十共に補写部分を除いて一筆で書写されており、両巻の筆跡は同一（筆跡Gと称する）であるから、紙背文書が共通することと併せて、両巻が同時期に書写されたことがわかる。筆跡Eを有する諸巻よりはもちろん、巻第二よりも紙背文書の年代が新しく、書写年代は十一世紀末頃と思われる。

正税返却帳の作成手続は貞観三年（862）に次のように定められた。正税帳の返却理由を記載した主税寮の解に民部省の官人が押署を加えて太政官に進め、太政官はそれを諸国（税帳使）に下すというものである。<sup>(73)</sup>そこでこの五通の「主税寮出雲国正税返却帳」を見てみると、紙面に主税寮印と推測される印が捺されており、尾部が残る延久二年（1070）・同三年（1071）・同四年（1072）の三通の返却帳には主税頭以下の主税寮の官人の自署があるので、民部省へ上申された正文と考えて良いであろう。ただし、首部が残る延久二年

（1070）・承保元年（1074）の二通の返却帳において税帳使の氏名とその上日を示す月日が空欄となっていることや五通の返却帳のいずれにも民部省の官人の押署が見られないことなどから、これらが実際に出雲国（税帳使）へ下されたものとは考えられず、巻第十一の紙背の三つの戸籍と同様に、田中稔氏の言われる「儀礼のために作られた文書」である可能性が高いと思われる。

## 六 鎌倉時代書写の二巻

最後に、残った巻第六と巻第七（乙本）を検討する。

巻第六 巻第六は十二紙から成り、一筆（筆跡Hと称する）で書写されている。紙背には年紀不明の十通の書状が見えるが、第一・十・十二紙の三通の書状が「京極三位」に宛てられたものであり、この人物が特定できれば書状の年紀、さらにはこの巻の書写の背景がわかって来るであろう。それでは、その中の第十紙の書状を見てみよう。

【史料1】九条家本『延喜式』巻第六 第十紙 紙背文書

二条院崩御所放進下

永万鏡紵事、故文

章博士記分明、仍爰元

聞食候、覽可下令三借與

給之旨、大殿御消

息所候也、仍上啓如件、

九月廿八日 刑部権少輔

京極三位殿

「永万錫紵事」とは、永万元年(二六五)の二条上皇崩御の際に、その子の六条天皇(二六六)が二親等以内の親族の喪に服する時に天皇の着る喪服である錫紵を召したかどうかという先例のことで、その件については「故文章博士記」に明らかだから、「大殿」の指示によってそれを暫くお貸ししますと「刑部権少輔」は「京極三位」に伝えているのである。「京極三位」が錫紵の先例について調べていることがわかるが、宮地直一氏はこの人物について次のように考証されている。<sup>(17)</sup> 永万元年(二六五)以後、京極家で三位になった者には藤原定家(二六三)等がおり、定家の日記である『明月記』天福元年(二二三)九月三十日条に、十八日に生母の藻壁門院藤原樽子(二二九)を亡くした<sup>(18)</sup> 四条天皇(二三三)の錫紵のことに言及して、「今度事偏以新儀被行、嘉承・永万・治承御倚廬代無御錫紵、無公卿已下素服、今度有沙汰故不用彼例」と永万の先例にも触れていることから、この書状は天福元年(二三三)のもので、「京極三位」は当時正三位参議であった定家の嫡子為家であるとされた。そして、これが巻第六は「鎌倉中期天福元年以後の書写に係る」という氏説の根拠となっているのだが、以下に述べるようにこの見解は支持できるものと考えられる。『明月記』天福元年(二三三)九月二十六日条には定家が撰政九条教実(二二二)から「御錫紵倚廬代事」について相談を受けたこと、同二十九日条には撰政の直廬で「御錫紵事」の議定が行なわれたことがそれぞれ見えているから、この時定家が教実のために錫紵の先例について調べていたことは確実で、おそらくこの際に為家も錫紵の先例を調査し、その参考として「大殿」から「故文章博士記」を借用したのだと思われる。この「大殿」は教実の父道家(二二九)であるが、差出人の「刑部権少輔」は誰か不明であるが、九条家の家人であると思

われ、「大殿」道家の意志を各所に伝える役目を果たしていたのであろう。定家は文治二年(一一六五)以来九条家に仕えて和歌や公事・教実の指導を行っていたし、嫡子為家は同家からの恩恵によって成長したのであり、<sup>(19)</sup> 教実のための先例調査は定家父子の務めとも言えるものなのであった。

続いて、この書状に関連すると思われる第十二紙の書状も見てみよう。

【史料2】九条家本『延喜式』巻第六 第十二紙 紙背文書

先日御所望之永

万記被返遣之候、

恐惶謹言、

十一月十一日 刑部権少輔

京極三位殿

【史料1】と同じく「刑部権少輔」から「京極三位」に宛てた書状であるが、ここで返却のことが見えている。「永万記」は【史料1】の「故文章博士記」のことだと思われる。「先日御所望」とあることから、この書状も天福元年(二三三)のものとして良からう。第八紙の書状には法成寺で行なわれる法華八講である「御堂御八講」のことが見え、『明月記』天福元年(二三三)十二月六日条によると、この年の十一月三十日から四日間この法会があつたことがわかり、この書状も同じ年のものである可能性が高い。また、第十一紙の年月日不明の書状にも「初日<sup>廿日</sup>」の語があり、これも同年の「御堂御八講」のことを指していると見て良いであろう。

このように、巻第六の紙背の書状は全十通の中で天福元年(二三三)のものと思われるものが確認できるだけでも四通含まれており、他の六通も同年前後のものと推測される。よって、この巻の書写年代は天福元年(二三三)以降の十

三世紀前半頃と考えておきたい。<sup>(80)</sup>

巻第七（乙本） 巻第七は二十一紙から成り、筆跡は一筆で巻第六と同じHである。紙背には年紀不明の書状が十七通見えるが、月日の知られるものは二月二十九日から三月二十一日までの間に収まるので、おそらくは巻第三十一と同じように同年同時期の書状がまとめて反故とされ、その紙背が利用されたものと考えられる。第十三紙の「沙弥某書状」は巻第六の紙背の三通の書状と同じく「京極三位」に宛てられたもので、この人物も為家であるとして良いだろう。為家が三位だった期間は嘉祿二年（三三〇）十一月から文暦二年（三三三）正月までであり、おそらくはこの書状も巻第六の紙背の書状の年代と考えられる天福元年（三三三）前後のもの<sup>(82)</sup>と推測される。よって、この巻の書写年代も巻第六とほぼ同時期と見ておきたい。

巻第六・七（乙本）の書写は、為家宛の書状の紙背が使われていることから、彼のもとで行なわれた可能性が高い。筆跡Hは為家自身の筆跡とは明らかに異なるので、彼が家人に書写させたものであろう。そして、おそらくは主家である九条家の求めに応じて、道家もしくは教実<sup>(81)</sup>に献上されたのではないだろうか。ただし、この時書写されて九条家に献上されたのがこの二巻だけだったのか、もっと多くの巻が書写・献上されたのかは不明である。<sup>(83)</sup>

## 七 書写過程の推測

九条家本「延喜式」の書写年代と書写の背景について紙背文書の年紀とその内容から検討を加えたが、結果をまとめると以下の八つのグループにまとめられるだろう。

- ①巻第二十六・二十七・二十八 十世紀末頃に書写されたと考えられるグループで、撰閲家周辺で書写が行なわれた可能性が高い。
  - ②巻第一・四・七（甲本）・八・十二・十三・十五・十六・二十・二十一・二十九・三十・三十一・三十二・三十六・三十八・三十九 十一世紀中葉頃に書写されたと思われるグループで、いずれの巻にも筆跡Eが見られる。関白頼通の命によって家司が書写を行なった可能性が高い。
  - ③巻第二十二 十一世紀中葉頃までに書写されたと思われる一巻で、前グループの巻第一に見られた筆跡Dによる補筆がある。
  - ④巻第十一 十一世紀前半頃の書写と思われる一巻で、他巻には見られない筆跡のものである。
  - ⑤巻第二 十一世紀後半頃の書写と思われる一巻で、これも他巻には見られない筆跡のものである。この巻も頼通の家司が書写した可能性がある。
  - ⑥巻第九・十 十一世紀末頃の書写と思われる二巻で、両巻の書写は同時期と考えられる。
  - ⑦巻第六・七（乙本） 十三世紀前半頃に書写されたと思われる二巻で、両巻の書写はほぼ同時期と考えられる。藤原為家のもとで書写が行なわれ、主家である九条家へ献上されたものである可能性が高い。
  - ⑧巻第四十二 十四世紀頃に書写されて、新たに加えられた一巻である。
- 既に田中稔氏は九条家本「延喜式」について「一時に書写されたものではなく、系統の異なったものが後に一括されて現在の形になったのではないかと考えられ、その書写年代も巻によつて前後があるように思われる。」と述べられていたのだが、これまでの検討によつて氏説が裏付けられたと思われる。問題はこれら八つのグループがいつ「一括」されたかであるが、あえて

大胆な推測を試みれば以下のようになる。

『延喜式』施行から間もない十世紀末頃に撰関家でその書写が行なわれたが(①)、それに数巻が補われ(③・④)、さらに十一世紀の中葉から後半にかけての頼通の時期に彼の命で大がかりな書写が実行された(②・⑤)。その後、十一世紀末頃に神名式の二巻が加えられ(⑥)、以上の諸巻は十二世紀後半に撰関家が近衛家と九条家に分立した際に九条家へ伝えられた<sup>(85)</sup>。そして、十三世紀前半頃に少なくとも二巻(⑦)、十四世紀にはさらに一巻が加えられて現在に伝わる形となった(⑧)。この時点で既に全二十八巻となっていたか、もつと多くの巻が存していたかは不明であるが、江戸初期の道房の時代には現在と同じ二十八巻となっていた<sup>(86)</sup>。安達直哉氏が「撰関家周辺」で書写された可能性を既に示唆されているが、本稿でも撰関家・九条家が主体となつて書写が行なわれ、それが同家に伝来したという仮説を提示しておきたい<sup>(88)</sup>。

### おわりに

以上、七章にわたつて迂遠な考察を重ねて来たが、九条家本『延喜式』の書写年代について、若干の知見を付け加えることができたと思われる。しかし、全体を通じて推測に推測を重ねる結果となつてしまつたし、紙背文書の多数を占める書状については、解説がかなり困難なこともあつて、そのごく一部しか検討できなかつた。この豊富な書状を逐一検討することで書写の年代やその背景がより明らかになると思われるので、これからも調査を続けていきたい。本稿は文字通りの覚書にすぎないが、今後始められるであろう九

条家本『延喜式』の本格的な研究のための足がかりとなれば幸いである。

### 註

- (1) 平成六年(一九九四)段階までの日本古代の史料学的研究の成果をまとめたものとして吉岡眞之「古代の史書と法典―史料学的研究の現状と課題―」(『古代文献の基礎的研究』吉川弘文館 一九九四年、初出「史書と法典―史料学的研究の現状―」(『新版古代の日本』10 古代資料研究の方法)角川書店 一九九三年)があり、この中で吉岡氏は、「延喜式」の「写本の悉皆的調査と系統付けは今後の課題である。」と述べられている。この吉岡論文以後に発表された『延喜式』の書誌学的研究としては、田島公氏の「土御門本『延喜式』覚書」(『日本古代国家の展開 下巻』思文閣出版 一九九五年)が特筆すべきものであり、近世写本の一つである土御門本(五十冊 国所蔵・国立歴史民俗博物館保管)の性格を詳細に明らかにされるとともに、「延喜式」諸写本の系統研究のための見通しを示された。この田島氏の研究をうけて、「延喜式」研究の第一人者である虎尾俊哉氏は「延喜式写本についての覚書」(『延喜式研究』一九九八年)を発表され、一条家本の書写年代・土御門本の藍本・近世写本の系統の三点について見解を述べられた。土御門本の藍本については、田島氏との間で見解の相違があり、今後さらに検討を続けなければならない。また、近世写本の壬生本(二十一冊 宮内庁書陵部所蔵)を紹介した相曾貴志「壬生本延喜式について」(『延喜式研究』一〇一九九五年)もある。壬生本の書写年代については拙稿「弘仁格式」と勘解由使」(『ヒストリア』一四七 一九九五年)でも若干の考察を試みたが、この写本には他の近世の写本・刊本にない独自の龍頭標目が見られるなど注目すべき点があり、さらなる調査・検討が必要である。
- (2) 田中稔「京図について―九条家本延喜式巻第四十二所収を中心として―」(『中世史料論考』吉川弘文館 一九九三年、初出「田山方南先生華甲記念論文

集」田山方南先生華甲記念会 一九六三年)。田中氏はこの論文の中で左京図の成立年代を保延七年(二四)から天養元年(二四)頃と考定され、他の諸図の成立も「それを大きく降るものとは考えられない。」とされている。九条家本『延喜式』巻第四十二の書写年代は十四世紀であるが、描かれた諸図は院政期の状況を示しているのである。現在知られている『延喜式』の写本の中で附図があるのはこの九条家本だけであるが、桃裕行「延喜式附図に就て」(『桃裕行著作集 5 古記録の研究(下)』思文閣出版 一九八九年、初出「歴史地理」七五―二 一九四〇年)が鎌倉末期に「延喜式左京図」・「延喜宮城指図」といったものが存在したことを示す史料を紹介しており、このような附図を含んだ写本がかつては他にもあったようである。九条家本の附図の成立年代が院政期であることから、『延喜式』の撰進(延長五年(九二七)・施行(康保四年(九六七)の当初から附属していたとは考えられないが、院政期に附図が作成され、以後それを含む写本が見られるようになったのではなからうか。この九条家本にも本来附図はなかったが、十四世紀にこれを書写して加えたのであろう。戸田秀典「九条家本延喜式所載の平安京図の作成について」(『奈良・平安時代の宮都と文化』吉川弘文館 一九八八年、初出「柴田實先生古稀記念日本文化史論叢」柴田實先生古稀記念会 一九七六年)は附図の成立年代を「建久頃」とするが、本稿では田中説に従う。なお、文化庁文化財保護部「新指定の文化財」(『月刊文化財』二二三 一九八一年)、財津永次「延喜式(九条家本)」(『国宝大事典 三 書跡・典籍』講談社 一九八六年)、西牟田崇生「延喜式神名帳」諸本の研究」(『延喜式神名帳の研究』国書刊行会 一九九六年)、安達直哉「延喜式(九条家本)」(『週刊朝日百科日本の国宝 044 国所蔵/東京国立博物館4〈書跡・典籍・古文書〉』朝日新聞社 一九九七年)も巻第四十二は「南北朝時代」の書写とする。

(3) 江見清風「九条家本延喜式祝詞篇解説」(『九条家本延喜式祝詞篇』稻荷神社 一九二六年、巻第八の書写年代について言及)。江見氏は紙背文書の年紀から「祝詞式の書写は平安朝中期ながら、早き方には有るまじく思はる」とす

る橋本進吉氏の見解を引かれており、実質的には平安後期説に含めて良いかも知れない。

(4) 青木紀元「九条家本延喜式祝詞の傍訓」(『日本神話の基礎的研究』風間書房 一九七〇年、初出「神道史研究」一〇―五・一一―五 一九六二・六三年、巻第八の書写年代について言及)、同「九条家本を底本とした延喜式祝詞の本文」(『日本神話の基礎的研究』(前掲)、巻第八の書写年代について言及)、同編「祝詞」(桜楓社 一九七五年、巻第八の書写年代について言及)、同「解題」(『神道大系 古典註釋編六 祝詞・宣命註釋』神道大系編纂会 一九七八年、巻第八の書写年代について言及)、財津永次「延喜式(九条家本)」(前掲)、福山敏男「九条家本延喜式」(『平安時代史事典 本編上』角川書店 一九九四年)、安達直哉「延喜式(九条家本)」(前掲)。東京国立博物館「特別展日本の書」(東京国立博物館 一九七八年)及び同「特別展図録 日本の書」(東京国立博物館 一九八〇年)は「平安時代 十一世紀」とする。

(5) 木村春太郎「九条本古写延喜式の一斑に就きて」(『史学雑誌』三五―七 一九二四年)、同「延喜式古写本の三種に就きて」(『史学会々報』八一―九二 一九二九年)、同「九条家本延喜式大神宮篇解説」(『九条家本延喜式大神宮篇』稻荷神社 一九三三年)、宮地直一「九条家本延喜式解説」(『神社協会雑誌』二四 一一― 一九二五年、初出「九条家本延喜式神名帳」稻荷神社 一九二五年)、同「九条家本延喜式踐祚大嘗祭篇解説」(『九条家本延喜式踐祚大嘗祭篇』稻荷神社 一九二八年、巻第七の甲本・八・九・十の書写年代について言及)、和田英松「延喜式に就いて」(『国史説苑』明治書院 一九三九年、初出「皇国」三三九 一九二七年)、同「延喜式 五十卷」(『本朝書籍目録考証』明治書院 一九三六年)、皇典講究所・全国神職会「延喜式撰上一千年記念展覧会陳列目録」(皇典講究所・全国神職会 一九二六年)、同「延喜式撰上一千年記念絵葉書」(皇典講究所・全国神職会 一九二六年)、同「延喜式解説」(『校訂延喜式上巻』校訂延喜式出版部 一九二九年)、与謝野寛・正宗敦夫・与謝野晶子「延喜式解題」(『日本古典全集 延喜式第一』日本古典全集刊行会 一九二七



年)、物集高見「延喜式解題」(『新註皇學叢書 第三卷 延喜式』広文庫刊行会 一九二七年)、梅本寛一「延喜式の異本及び版本に就いて」(『国学院雑誌』三四一九 一九二八年)、黒板勝美「公家時代の二(平安奥都時代)」(『更訂国史の研究 各説上』岩波書店 一九三二年)、佐伯有義「延喜式の異本」(『延喜式綱要』東方書院 一九三五年)、桃裕行「延喜式附図に就て」(前掲)、土田直鎮「奈良時代の武蔵国関係古文書」(『古代の武蔵を読む』吉川弘文館 一九九四年、初出「府中市史料集」一三 一九六六年)、西牟田崇生「延喜式神名帳」諸本の研究(前掲)。河音能平「日本中世前期の官司・権門における文書群の保管と廃棄の原則について」(『世界史のなかの日本中世文書』文理閣 一九九六年、初出「古文書研究」三二 一九九〇年)は「十一世紀末期に筆写された」とする。

(6) 黒板勝美「延喜式 凡例」(『新訂増補国史大系 第二十六巻 交替式・弘仁式・延喜式』国史大系刊行会 一九三七年)、宮内庁書陵部「延喜式 藤原忠平等撰 五十巻」(『図書寮典籍解題 続歴史篇』養徳社 一九五一年)、宮城栄昌「延喜式研究史」(『延喜式の研究 論述篇』大修館書店 一九五七年)、武田祐吉「解説」(『日本古典文学大系 1 古事記・祝詞』岩波書店 一九五八年)、小谷博泰「祝詞の万葉仮名に関して」(『木簡と宣命の国語学的研究』和泉書院 一九八六年、初出「延喜式祝詞の用字およびその表記について」(『古事記年報』二三 一九八一年)、巻第八の書写年代について言及)。

(7) 宮地直一「九條家本延喜式齋院司解説」(『九條家本延喜式齋院司』稻荷神社 一九三二年、巻第六の書写年代について言及)。

(8) 沖森卓也「解説」(『東京国立博物館蔵本延喜式祝詞総索引』汲古書院 一九九五年)。

(9) 田中稔「平安宮内裏図」(『平城宮発掘調査報告Ⅲ』奈良国立文化財研究所 一九六三年)、同「京図について」九條家本延喜式巻第四十二所収を中心として(前掲)。大阪府立図書館「皇紀二千六百年記念国史善本展覧会目録」(大阪府立図書館 一九四〇年)及び同編纂「皇紀二千六百年記念国史善本集

影」(小林写真製版所出版部 一九四〇年)は単に「平安時代鈔本」とする。

また、文化庁文化財保護部「新指定の文化財」(前掲)も「平安時代」とする。

(10) 虎尾俊哉「延喜式の利用と研究の歴史」(『延喜式』吉川弘文館 一九六四年)、同「延喜式」(『国史大系書目解題 上巻』吉川弘文館 一九七一年)、同「解題」(『神道大系 古典編十一 延喜式(上)』神道大系編集会 一九九一年)、同「解説」(『訳注日本史料 延喜式上』集英社 二〇〇〇年)、田中卓「解題」(『天理図書館善本叢書 第十三巻 古代史籍統集』天理大学出版部 一九七五年)、西牟田崇生「延喜式」と「延喜式神名帳」(『延喜式神名帳の研究』(前掲)、寺内浩・北條秀樹「清胤王書状」の研究」(『山口県史研究』六一 一九九八年)。

(11) 宮地直一「九條家本延喜式解説」(前掲)、田中稔「平安宮内裏図」(前掲)。

(12) 木村春太郎「九條本古写延喜式の一斑に就きて」(前掲)、同「延喜式古写本の三種に就きて」(前掲)、同「九條家本延喜式大神宮篇解説」(前掲)、青木紀元「九條家本延喜式祝詞の傍訓」(前掲、巻第八の書写年代について言及)、同「解題」(前掲、巻第八の書写年代について言及)。特に青木氏は巻第八(祝詞式)の傍訓を国語学的に詳細に検討され、この巻の平安後期書写説を主張されている。金子善光「校訂延喜式祝詞」(『東京工業大学工学部附属工業高等学校研究報告』八 一九七七年)と同「解説」(『訓注祝詞』高科書店 一九九八年)は平安中期説・平安後期説・平安末期説・鎌倉初期説を併記するが、後者で青木氏による平安後期説を「最も説得力に富む」と評価している。

(13) 木村春太郎「九條本古写延喜式の一斑に就きて」(前掲)、同「延喜式古写本の三種に就きて」(前掲)、同「九條家本延喜式大神宮篇解説」(前掲)、宮地直一「九條家本延喜式解説」(前掲)、同「九條家本延喜式踐祚大嘗祭篇解説」(前掲、巻第七の甲本・八・九・十の書写年代について言及)、同「九條家本延喜式齋院司解説」(前掲、巻第六の書写年代について言及)、江見清風「九條家本延喜式祝詞篇解説」(前掲、巻第八の書写年代について言及)、田中稔「平安

宮内裏図」(前掲)、河音能平「日本中世前期の官司・権門における文書群の保管と廃棄の原則について」(前掲)。

(14) 青木紀元「九條家本延喜式祝詞の傍訓」(前掲)と同「解題」(前掲)で傍訓が検討された巻第八の場合は、本文と傍訓が同筆と判断されており(江見清風「九條家本延喜式祝詞篇解説」(前掲)、第一の前提はクリアできるが、第二の前提に関してはなお検討を要する。例えば、平安後期に本文を書写し、その時に平安中期の読みを示す古風な傍訓を付けたという可能性もあるからである。また、巻第九には「付假名了」という本文と異筆の奥書がある。この場合は本文の書写と傍訓の付加との間に時間的隔たりがあることは明らかで、第一の前提からクリアできない。傍訓の特徴から本文の書写年代を推定する方法には慎重にならざるを得ない。

(15) 九条家本「延喜式」の紙背文書に関しては、土田直鎮「延喜式裏文書」(国史大辞典 第二巻) 吉川弘文館 一九八〇年)、文化庁文化財保護部「新指定の文化財」(前掲)、財津永次「延喜式(九條家本)」(前掲)、藤本孝一「延喜式裏文書」(平安時代史事典 本編上) (前掲)、安達直哉「延喜式(九条家本)」(前掲)、寺内浩・北條秀樹「清胤王書状」の研究」(前掲)等参照。巻第四十二(全十三紙)の紙背にも裏書(第六紙と第八十紙の部分)があるが、これは土田氏が言われるように「裏文書と言うよりも勘物(かんもつ)と見るべきもの」で、表の式文や諸図が書写された後にその裏へ記されたものであって、他巻の紙背文書とは性格が異なる。

(16) 巻第六の第十紙の紙背にある某年九月二十八日付の「刑部権少輔」から「京極三位」に宛てた書状で、これに「二条院崩御・「永万錫紵事」といった語が見える。この書状については第六章で検討を加える。

(17) 田中稔「平安宮内裏図」(前掲)、虎尾俊哉「解題」(前掲)、同「解説」(前掲)は、巻によって書写年代が異なる可能性を既に示唆している。また、江見清風「九條家本延喜式祝詞篇解説」(前掲)は、橋本進吉氏による調査の結果として「本書の書写年代は、凡そ四種に分る、如く」と述べているが、具

体的な根拠は挙げていない。

(18) 九条道房(六〇や六四)による修補の際に記されたと思われる丁数は、第二十二紙を飛ばして第二十三紙に「廿二丁」と書いているため、最後の第二十七紙には「廿六丁終」とある。九条家本「延喜式」の全二十八巻に施されている修補(表紙付け・遊紙付け・裏打ち)が道房によって行なわれたということについては、拙稿「九条家本「延喜式」小史」(『日本歴史』六三四 二〇〇一年)参照。また、第二十六紙の紙背の一行目と二行目の間に表の「延喜式」単人・単人計帳条に付けられた「案延喜十八年五月十三日官符件田圖同可付送大帳使也」という裏書が書き込まれている。(〳)は改行を示す。以下同様。

(19) 寺内浩・北條秀樹「清胤王書状」の研究」(前掲)。

(20) 竹内理三編「平安遺文 古文書編 第一巻」(東京堂出版 一九四七年)は第十九〇二十一紙と第二十六〇二十七紙を同一書状とするが、東京帝国大学文学部史料編纂所編纂「大日本史料 第一編之十一」(東京帝国大学 一九四二年)及び寺内浩・北條秀樹「清胤王書状」の研究」(前掲)に従って別書状と考える。

(21) 岡田芳朗「具注曆と仮名曆の概要」(『日本曆日総覧 具注曆篇古代後期 1』本の友社 一九九二年)。

(22) 寺内浩・北條秀樹「清胤王書状」の研究」(前掲)はこの巻の書写方法について、「すべての料紙を貼り継いだ後四人が順々に筆写した」か「四人が別々に筆写した後それを貼り継いだ」という二つの可能性を提示しているが、第十紙の二行目から筆跡が変わるので、前者の可能性がより高いであろう。

(23) 第十二紙の紙背の十七行目と十八行目の間に表の「延喜式」主税上・損田条に付けられた「此条者依延喜十一年七月十六日起請之官符所立也兼亦載太政官式」という裏書が書き込まれている。

(24) 「中嶋里」・「川原里」といった地名や「廟柳」といった語が見えるが、国郡を特定することはできなかった。

(25) 「弘仁式主税上断簡」の書写年代について、瀧川政次郎「弘仁主税式注解」  
 「律令格式の研究」角川書店 一九六七年、初出「法学新報」三六一七〜一二、  
 三七二・四・一〇〜一二 一九二六〜二七年）は「平安中期の頃より末期に  
 至る頃」、黒板勝美「弘仁式 凡例」(『新訂増補国史大系 第二十六巻 交替  
 式・弘仁式・延喜式』(前掲))は「平安朝時代中期」、大阪府立図書館編纂  
 「皇紀二千六百年記念国史善本集影」(前掲)は「平安中期」とする。

(26) 「後漢書列伝第二十一断簡」の書写年代について、東京帝国大学文学部史  
 料編纂掛編纂「古簡集影 第壹輯 律断簡・後漢書断簡」(東京帝国大学 一  
 九二四年)は「平安中期以前ノ頃」とする。また、小松茂美「関白藤原頼通と  
 源兼行」(『平等院鳳凰堂色紙形の研究』中央公論美術出版 一九七三年)は  
 「唐時代の写本かとも考えられる」とする。

(27) 「養老鬮訟律断簡」の書写年代について、黒板勝美「律 凡例」(『新訂増  
 補国史大系 第二十二巻 律・令義解』国史大系刊行会 一九三九年)は「平  
 安朝時代中期」、小林宏「解説」(『譯註日本律令 四 律本文篇別冊』東京堂  
 出版 一九七六年)は「平安後期以前」、早川庄八・吉田孝「解題」(『日本思  
 想大系 3 律令』岩波書店 一九七六年)は「平安時代中期ごろ」とする。

(28) 「弘仁式式部下断簡」の書写年代について、東京帝国大学文学部史料編纂  
 掛編纂「古簡集影 第八輯 弘仁式式部下断簡(上)」(東京帝国大学 一九二  
 八年)は「平安朝中期」、黒板勝美「弘仁式 凡例」(前掲)は「平安朝時代中  
 期」、大阪府立図書館編纂「皇紀二千六百年記念国史善本集影」(前掲)は「平  
 安中期」とする。

(29) 「弁官補任」永延二年(九六八)条。  
 (30) 佐藤堅一「封建的主従制の源流に関する一試論―摂関家家司について―」  
 「初期封建制の研究」吉川弘文館 一九六四年)。  
 (31) 第二十一紙の一行目は第二十紙との紙継目の上に書かれている。  
 (32) 大甕亮「平安時代の検非違使」(『律令制下の司法と警察―検非違使制度を  
 中心として―』大学教育社 一九七九年、初出「検非違使の研究(一)―制度史的

考察(下)―」(『岡山大学法学会雑誌』二二―二 一九七二年)、棚橋光男  
 「院政期の訴訟制度」(『中世成立期の法と国家』塙書房 一九八三年、初出  
 「院政期の訴訟制度について―陣定を中心に―」(『日本史研究』一九四 一九  
 七八年)・「院政期の法―中世法史上に於けるその位置―」(『歴史学研究』四八  
 三 一九八〇年)、河音能平「日本中世前期の官司・権門における文書群の保  
 管と廃棄の原則について」(前掲)。

(33) 道房による修補の際に記されたと思われる丁数は、第十九紙を飛ばして第  
 二十紙に「十九」と書いているため、最後の第二十七紙には「廿六終」とある。  
 (34) 第十三紙と第十四紙は紙背利用の際に前後逆に貼り継がれ、前者が文書の  
 前半で後者がその後半となっている。

(35) 竹内理三編「平安遺文 古文書編 第二巻」(東京堂出版 一九四八年)  
 は、第一紙の「右看督長水田某解」の年紀を長久四年(二〇三)とするが、長元四  
 年(二二)の誤りである。  
 (36) 宮崎康充編「国司補任 第四」(統群書類従完成会 一九九〇年)。以下、  
 国司の補任状況については同書によることとし、一々註記しない。また、竹内  
 理三編「平安遺文 古文書編 第九巻」(東京堂出版 一九六四年)も「長元  
 頃ノモノニカヽル」とする。

(37) 竹内理三編「平安遺文 古文書編 第二巻」(前掲)は、第二十一紙の  
 「内舍人清原某状」を長元八年(二〇三)のものとして推定している。  
 (38) 第十二紙の「源兼行書状」に関しては小松茂美「関白藤原頼通と源兼行」  
 (前掲)が詳細な考察を行っており、長元九年(二〇三)四月のものであること  
 を明らかにしている。また、竹内理三編「平安遺文 古文書編 第九巻」(前  
 掲)は第二十紙の「番長文某書状」を「長元頃ノモノニカヽル」とする。

(39) 宮崎康充編「検非違使補任 第一」(統群書類従完成会 一九九八年)。以  
 下、検非違使の補任状況については同書によることとし、一々註記しない。  
 (40) 宮崎康充「白河・鳥羽院政期の検非違使佐」(『中世日本の諸相 上巻』吉  
 川弘文館 一九八九年)。十一世紀の検非違使佐の補任状況については、同

「十一世紀の検非違使佐―「二中歴」鞆負佐一覽の検証を通して―」(後期撰関時代史の研究) 吉川弘文館 一九九〇年) 参照。

(41) 前沢和之「主要史料解説 上野国交替実録帳」(群馬県史 資料篇4 原始古代4) 群馬県 一九八五年)。

(42) 竹内理三編「平安遺文 古文書編 第九巻」(前掲) は、第八紙の「主税寮下用注文」を治安三年(三〇三)頃のものとする。

(43) 虎尾俊哉「解説」(前掲) の指摘するように、巻第三十二の本来の第一紙にあたる料紙が巻第十六の第七紙として貼り継がれているが、その紙背は「上野国交替実録帳」の断簡である。本文で述べたように巻第十六・三十二は共に「上野国交替実録帳」の断簡を主な紙背とする巻なので、この錯簡は考察の支障とはならない。

(44) 早川庄八「上卿制の成立と議政官組織」(日本古代官僚制の研究) 岩波書店 一九八六年、初出「古代天皇制と太政官政治」(講座日本歴史2 古代2) 東京大学出版会 一九八四年)。

(45) 近藤毅大「日本古代官司における文書処理」(古代文化) 五〇―六一九 九八年)。

(46) 左右弁官あるいは外記の文殿に納められていた長案の紙背が利用されていることも、この「延喜式」を写した人物を考える際に留意すべき点である。

(47) 宮地直一「九條家本延喜式踐祚大嘗祭篇解説」(前掲)。

(48) 巻第八は本来の第一紙が破損のために二断簡に分かれてしまっており、道房による修補の際に記されたと思われる丁数は前半の断簡を「初二丁」、後半の断簡を「二丁」としているので、最後の第二十一紙には「廿二丁終」とある。

(49) 竹内理三編「平安遺文 古文書編 第三巻」(東京堂出版 一九五二年)。

(50) 藪田香融「古代末期のある徴税文書―永承三年紀伊国名草郡許院収納米帳の復原―」(日本古代財政史の研究) 塙書房 一九八一年、初出「史泉」三〇―一九六五年)。

(51) ただし、巻第二十九の第三紙の紙背に表の「延喜式」刑部・決罪条に付け

られた「貞觀六年八月十五日右大弁大枝朝臣音人傳宣右大臣／宣檢非違使行事停本府之局罷市司行者／私案所注付也」という裏書がある。

(52) 宮崎康充「十一世紀の検非違使佐―「二中歴」鞆負佐一覽の検証を通して―」(前掲)。

(53) 橋本義彦「勸修寺流藤原氏の形成とその性格」(平安貴族社会の研究) 吉川弘文館 一九七六年、初出「日本古代史論集 下巻」吉川弘文館 一九六二年)、柴田房子「家司受領」(史窓) 二八―一九七〇年)。「範圍記」長元九年(三〇三)六月十六日条・同二十五日条に範圍が頼通から「内裏式」を借りて書写したことが見えているのも示唆的である。

(54) 河音能平「日本中世前期の官司・権門における文書群の保管と廃棄の原則について」(前掲)。

(55) 宮崎康充「白河・鳥羽院政期の検非違使佐」(前掲)。

(56) 前沢和之「主要史料解説 上野国交替実録帳」(前掲)。

(57) 『小右記』長元三年(三〇三)八月二十六日条。

(58) 以下、公卿の叙位・任官については「公卿補任」によることとし、一々註記しない。

(59) 藪田香融「古代末期のある徴税文書―永承三年紀伊国名草郡許院収納米帳の復原―」(前掲)。

(60) 山本信吉「平記 解説」(陽明叢書 記録文書篇 第六輯 平記・大府記・永昌記・愚昧記) 思文閣出版 一九八八年)、宮崎康充「平時範に関する覚書」(書陵部紀要) 四一―一九九〇年)。

(61) 『小右記』治安四年(三〇四)六月二十六日条。

(62) 春名好重「源兼行」(上代能書伝) 木耳社 一九七二年)、小松茂美「関白藤原頼通と源兼行」(前掲)。既述のように、小松氏は巻第三十九の第十二紙の源兼行書状の内容を詳細に検討され、その宛先が兼行の弟である安倍祐頼(生没年詳)の石見守就任をバックアップした「かなりの身分の人」であるとされている。兼行と頼通の極めて親密な関係を考えると、この「かなりの身分の

人」が頼通その人である可能性もあるのではなからうか。

(63) 竹内理三編『平安遺文 古文書編 第九巻』(前掲)。

(64) 土田直鎮「平安時代の武蔵国関係古文書」(『古代の武蔵を読む』(前掲)、初出『府中市史料集』一三 一九六六年)、鈴木哲雄「武蔵国熊谷郷における領主と農民」(『地方史研究』三〇―一 一九八〇年)、埼玉県史古代史部会「解説」(『新編埼玉県史 資料編4 古代2 古文書・記録』埼玉県 一九八三年)等参照。

(65) 森田悌「武蔵国大里郡条里について」(『日本古代の耕地と農民』第一書房 一九八六年、初出『信濃』三五―三 一九八三年)、同「大里郡条里」(『古代の武蔵 稻荷山古墳の時代とその後』吉川弘文館 一九八八年)。

(66) 泉谷康夫「現存平安時代戸籍の考察」(『律令制度崩壊過程の研究』鳴鳳社 一九七二年、初出『日本史研究』三九 一九五八年)は長徳四年(九六〇)の「国郡郷未詳戸籍」を「大和国の地名と関係の深い姓の者が多くみられる」ことから同国のものと推測しているが、橋倉雄二「長徳四年某国戸籍」の史料性格」(『皇学館史学』一三 一九九八年)は「姓名面からの推測は、絶対的なものではなく図りかねる」とする。

(67) 田中稔「儀礼のために作られた文書」(『中世史料論考』(前掲)、初出『古文書研究』三二 一九九〇年)。橋倉雄二「長徳四年某国戸籍」の史料性格」(前掲)は、長徳四年(九六〇)の「国郡郷未詳戸籍」は戸籍そのものではなく、戸籍を元に作成された「二次文書」であるとするが、本稿では田中説に従う。

(68) 宮地直一「九條家本延喜式四時祭式解説」(『九條家本延喜式四時祭式』稲荷神社 一九三〇年)は「本文の紙数十七枚」とするが、他の料紙に比べて短い第十五紙を数えなかったものか。

(69) 江見清風「九條家本延喜式祝詞篇解説」(前掲)は巻第二が巻第八と同筆であるとするが誤りである。巻第八の筆跡はEであるが、巻第二の筆跡はそれとは異なる。

(70) 藪田香融「古代末期のある徴税文書―永承三年紀伊国名草郡郡許院収納米

帳の復原―」(前掲)。

(71) 柴田房子「家司受領」(前掲)。「地下家伝」二には師平が延久三年(一〇七二)七月七日に「関白前太政大臣家政所別当」となったとある。この時の関白は頼通から教通(九六〇―七〇五)に替わっていたが、「前太政大臣家」とあるので頼通の政所の別当になったと見て良いだろう。

(72) 竹内理三編『平安遺文 古文書編 第三巻』(前掲)は、巻第十の紙背文書のみから原形を復元して収録しており、巻第九の紙背文書は未収となっている。

(73) 虎尾俊哉「延喜主税式勘税帳条の研究」(『弘前大学国史研究』一二 一九五八年)、高橋崇「出雲国正税返却帳の基礎的研究」(『東北大学教養部文科紀要』九 一九六二年)。

(74) 「応下正税返却帳以三寮解一加中省押署上事」の事書を持つ貞観三年(八六二)六月二十一日付太政官符(『類聚三代格』巻第十二 諸使并公文事)。なお、巻第十二というのは「新訂増補国史大系 第二十五巻 類聚三代格・弘仁格抄」(国史大系刊行会 一九三六年)の巻序である。

(75) 田中稔「儀礼のために作られた文書」(前掲)。

(76) 道房による修補の際に記されたと思われる丁数は、第六紙に「六上」、第七紙に「六下」とあり、最後の第十二紙が「十一終」となっている。また、宮地直一「九條家本延喜式齋院司解説」(前掲)は「紙数十枚」とするが、短い断簡である第四紙と第七紙を数えなかったものか。

(77) 宮地直一「九條家本延喜式齋院司解説」(前掲)。

(78) 『明月記』天福元年(三三三)九月十八日条。

(79) 五味文彦「九条家と定家」(『明月記の史料学』青史出版 二〇〇〇年)。

(80) 巻第六の巻末に本文と異筆で「一校了」と記されているが、この筆跡は巻第九の巻末に記された「付假名了」のそれと同筆の可能性がある。そうだとすれば、巻第九(そして傍訓が同筆である巻第十も)に傍訓が書き入れられたのは、十三世紀前半以降ということになる。なお、巻第六の巻末に記された「延

「喜式」撰進の日付は「延長五年」を「延喜五年」と誤っている。

(81) 宮地直一「九條家本延喜式踐祚大嘗祭篇解説」(前掲)は「紙数は總て十九枚ある。」とするが、短い断簡である第二紙と第十八紙を数えなかつたものか。

(82) 竹内理三編「平安遺文 古文書編 第九卷」(前掲)は「長元頃ノモノニカナル」とするが従えない。

(83) 為家とはほぼ同時期に「京極」と称された公卿がもう二人確認できる。藤原実持(二六〇三)と西園寺公基(三〇〇七)である。二人が三位だった期間は、前者が文暦元年(三三三)十二月から暦仁二年(三三九)正月まで、後者が嘉禎二年(三三六)六月から延応二年(三三九)二月までで、延応元年(三三九)九月三日に四条天皇の伯父尊性親王(二二九)が薨去し(「百練抄」同日条)、翌月の十月二十日には天皇が錫紵を召している(「百練抄」同日条)。「史料1」は延応元年(三三九)のもので「京極三位」は後者の公基という可能性もなきはない。しかし、総合的に見て現時点では本文のように考えておきたい。

(84) 田中稔「平安宮内裏図」(前掲)。

(85) 巻第一の巻末に「文永九年八月 日見了 忠教」という九条忠教(二〇八)と(三三三)の一見奥書があり(図版9の2参照)、彼の蔵書目録である「九条家文庫文書目録」(宮内庁書陵部所蔵、「九条家文書」五一―一五〇三)にも「一合延喜式」と見えることから、鎌倉後期にこの写本が九条家に蔵されていたことは確実である。田島公「土御門本『延喜式』覚書」(前掲)及び拙稿「九条家本『延喜式』小史」(前掲)参照。

(86) 田島公「土御門本『延喜式』覚書」(前掲)。九条家本『延喜式』の江戸初期以後の伝来については、拙稿「九条家本『延喜式』小史」(前掲)参照。

(87) 安達直哉「延喜式(九条家本)」(前掲)。  
(88) 和田英松「延喜式に就いて」(前掲)は、道長の蔵書二千余巻の中に「令・律・式」があり(「御堂関白記」寛弘七年(一〇三)八月二十九日条)、その「式」が「延喜式」と思われることから、九条家本『延喜式』の一部分は「九

條公爵家の先祖である道長の所蔵してゐたもの」と推測している。これが①のグループの写本である可能性がある。また、同「延喜式 五十卷」(前掲)、虎尾俊哉「延喜式の利用と研究の歴史」(前掲)、同「延喜式」(前掲)は、教通や頼長(二二〇)といった撰閲家の人物が「延喜式」を所持して閲読していたことを紹介している。(前者は「三長記」建久七年(二二六)十一月八日条、後者は「台記」久安四年(二四〇)正月六日条にそれぞれそのことが見える。)頼通の蔵書は弟の教通ではなく嫡子の師実(二〇四)に伝えられたと考える方が自然だから教通の所持本は別として、頼長の所持本は①⑥の写本だった可能性がある。「台記」天養二年(二二四)四月十八日条に頼長が父忠実(二〇七)から曾祖父師実の「御物」である「律令格式」を賜ったとあるからである。そして、これらの写本は保元元年(二二六)の保元の乱で頼長が敗死した後、兄の忠通(二〇七)のものとなって、「延喜式」はその子の九条兼実(二二四)へ伝えられたと思われるのである。

(平成十二年(二〇〇)九月二十二日稿了)

「付記」九条家本『延喜式』の調査は主にモノクロ紙焼写真によったが、写真版で不鮮明な箇所については原本に当たった。原本調査は平成十二年(二〇〇)八月十七日に東京国立博物館で行なったが、その閲覧に際してお世話いただいた東京国立博物館学芸部美術課書跡室長島谷弘幸氏に末筆ながら深謝申し上げる。